

教育と職業訓練の新たな関係の模索 — 高等教育の職業教育化動向からの示唆 —

Consideration about the relation of Education and Vocational Training in Japan - Suggestion from the trend of changes to the vocational education of higher education -

新井 吾郎 (職業能力開発総合大学校)
Goro Arai

The author summarized the trend of changes to the vocational education of higher education at this report. And the author proposed the new relation between education and vocational training from this summary. The author summarized four points about the trend of changes to the vocational education of higher education as follows. (1) Developing programs which access easily for an adult. (2) Clarification of individuality and features of each schools or educational facilities. (3) Effective use of resources that each educational facilities have. (4) Clarification of a learning outcome. When we envision the future of Japanese vocational capability development, it is necessary to look at the overall picture of trend of changes to the vocational education of higher education.

Keyword: Trend of changing, Relation, Vocational Training, Higher Education

1. はじめに

日本の教育と職業訓練は異なる法律に基づいて運営されている。法律では職業訓練は学校教育との重複を避けることが要請されているが、他方で密接な関連の下に行うこととされている。そのため職業訓練の一部を教育機関に委託するなど、教育と職業訓練は一定の距離と関係を保ちながら運営されてきた。ところが最近、文部科学省の有識者会議等で G 型大学・L 型大学、専門職業大学などが検討されているというような、高等教育の職業教育化をうかがわせる報道を目にする機会が増えている¹⁾。こうした状況からは、教育と職業訓練の新たな関係の存在が暗示される。

こうした高等教育の職業教育化の動向は、近年にわかに始まったわけではない。高等教育の改善に関する検討は、中央教育審議会で随時行われており、検討の中身は広範にわたる。高等教育の職業教育化の動向は、こうした検討の一部として行われている。教育と職業訓練の新たな関係を考察しようとするとき、高等教育の新たな学校種が構想されているという見方だけでなく、新たな学校種が検討される背景に踏み込んだ検討が必要であろう。

そこで本報は、高等教育の職業教育化の背景として検討されている取り組みの動向を整理し、そこから考察される教育と職業訓練の新たな関係の一案を提示する。

そのため本報では、まず法や通達に見られる教育と職業訓練の役割を整理する。次に中央教育審議会の議論を中心に高等教育の職業教育化の背景にある取り組みの動向を整理する。最後に教育と職業訓練の新たな関係の一案を示す。なお本報でいう高等教育は、学校教育法に基づく学校、教育施設が後期中等教育後の教育として行う教育を指す。具体的には大学、短期大学、高等専門学校、専修学校が行う教育である。また職業訓練は、こうした高等教育に対応する高度職業訓練²⁾を対象としている。

2. 教育と職業訓練の関係

2.1. 教育基本法と職業能力開発促進法

日本の教育と職業訓練は異なる法律に基づいて運営されており、その目的は異なる。教育の目的は、教育基本法に「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」³⁾と規定されている。また本報で中心的な対象とする高等教育、特に大学の目的は、学校教育法において「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」⁴⁾と規定されている。このように教育全体は、必ずしも「職業に必要

な能力の育成」を目的として運営されているわけではない。しかし現実の大学での教育は、例えば「現在の大学は、学術も職業も補習も何でもカバーするが、それでも大学は学術を基本の方法論としているから矛盾が出てきている。」⁵⁾と指摘されるように、学術の中心と職業への対応の間でその位置づけや方法が常に議論の対象となっている。なお学校教育法でその目的に「職業に必要な能力の育成」を掲げている学校種には、短期大学、高等専門学校、専修学校がある。⁶⁾ただし短期大学はその目的を「実際生活に必要な能力を育成すること」、専修学校は「実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」を「職業に必要な能力の育成」と並列して掲げている。つまりこれらの学校種は、必ずしも「職業に必要な能力の育成」だけを目的としているのでは無く、個々の学校、教育施設の理念に応じて目的を設定できるのである。

他方で職業訓練の目的は職業能力開発促進法の中で、法律の目的との関係で次のように示されている。「この法律は、...職業訓練及び職業能力検定の内容の充実強化...実施の円滑化のための施策...労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保する施策を...講ずることにより、職業に必要な労働者の能力を開発し、及び向上させることを促進し、もつて、職業の安定と労働者の地位の向上を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする」⁷⁾。また、この法律において「労働者」は事業主に雇用される者と求職者に限定されている。⁸⁾このように日本の職業訓練は、雇用労働者と求職者に対して職業に必要な能力を育成(開発と向上)する法律の目的との関係が明確化されている。

ここまで示してきたように、日本の教育と職業訓練はそれぞれの役割を担うことになっている。その境界領域

については、職業能力開発促進法に「職業訓練は、学校教育法による学校教育との重複を避け、かつ、これとの密接な関連の下に行われなければならない。」⁹⁾と規定されている。つまり教育と職業訓練の境界領域での重なりを避け、空白を埋めるように職業訓練を行うことが定められている。

2.2. 教育と職業訓練の役割分担

(1) 機関の役割分担

職業に必要な能力の育成を目的とする教育と職業訓練の機関別の役割分担は、例えば「公共職業能力開発施設と専修学校等との調整等について」¹⁰⁾に「公共職業能力開発施設における職業訓練の実施に当たっては、官民の役割分担に配慮して民間の教育訓練施設との競合を避けることが重要」¹¹⁾と示された。特に職業能力開発総合大学校、大学校、短期大学校都道府県立職業能力開発施設の学卒者訓練と専修学校等との重複を避けることが明記されている。具体的には訓練内容の重複を避けること、新規学卒者のみの募集の制限、各地域の専修学校等との協議を行うこと、学校教育法の施設と混同しない施設名を使用することなどである。またその結果は、表 1¹²⁾のような審議会資料に見ることができる。この図の中で学校教育法に定められた機関が実施している教育は、民間教育訓練機関の枠に「専修学校生徒数」と示されている教育を実施している専修学校である。これだけで、他の職業訓練実施数より大きい人数を対象としている。

(2) 委託訓練

民間教育訓練機関等に職業訓練の実施を委託する方法が委託訓練である。つまり委託訓練は、教育ではなく職業訓練として行われている。委託訓練は委託訓練実施

表 1 教育と職業訓練の機関別役割分担の例

国(高障求機構)	都道府県	民間教育訓練機関
訓練規模 離職者訓練 29,843 人 学卒者訓練 5730 人 在職者訓練 51,750 人 特徴 ・離職者訓練や高度な学卒者訓練を実施。 ・民間で実施していないものづくり分野を中心に実施。 ・全国ネットワークによるスケールメリットを活かし ① 全国異動により計画的に育成された職業訓練指導員 ② 職業能力開発総合大学校を中心に全国各施設からの改善提案を反映したカリキュラムにより、全国規模で訓練水準を維持・向上 *震災や雇用情勢の急激な悪化等の際、指導員や訓練資源を柔軟に投入	訓練規模 離職者訓練 10,108 人 学卒者訓練 12,648 人 在職者訓練 51,137 人 特徴 ・基礎的な学卒者訓練や、地域産業の人材ニーズに対応した離職者訓練を実施。(木工関係などいわゆる生業系や、自動車整備等を実施) ・個々の財政事情等により実施状況には大きな格差が有り。(5 県で離職者訓練実績がゼロ。当該 5 県で機構訓練受講者 3,659 人) ・訓練指導員の異動は、基本的には当該都道府県のみ。	訓練規模 離職者訓練 149,253 人 専修学校生徒数 659452 人 教育訓練給付 121,056 人 特徴 ・事務系、介護系、情報系高額な設備を要しない教育訓練機会を提供。 ・専修学校教育訓練企業、公益法人等が実施可能な訓練を実施。 ・国は民間委託訓練や求職者支援訓練を通じて求職者に対し民間が実施する訓練機会を提供。
各都道府県の地域訓練協議会(地域の労使団体、高障求機構、都道府県、民間教育訓練機関がメンバーであり、労働局が事務局)において、機構、都道府県、民間教育訓練機関が行う各都道府県の訓練計画を策定		

要領¹³⁾に基づいて実施されており、表 1 の中では民間教育訓練機関の離転職訓練の人数に含まれている。

民間教育訓練機関には専修学校の他、大学を含む公私の学校法人、公共の教育機関、財団・社団・NPO・任意団体・商工会議所・株式会社等民間の教育訓練機関がある。

これらの委託訓練は「機関又はコースの選定に当たっては、当該機関又は訓練コースの受講修了者等の就職率等の訓練実績を踏まえ」¹⁴⁾るなど、職業訓練としての効果が高いコースを選定することが求められている。

(3) 教育訓練給付制度

教育訓練給付制度は、厚生労働大臣が指定する教育訓練を雇用保険加入者が受講し修了した場合に、受講費用の一部を本人に給付する制度である。この制度は雇用保険法¹⁵⁾、¹⁶⁾に基づいており、厚生労働大臣が指定する教育訓練は、「雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練」である。給付の種類には、一般教育訓練給付、専門実践教育訓練給付、受講後資格取得し雇用された場合の追加給付があり、最大で受講費用の 60% が支給される。また離職者に対しては、雇用保険の基本手当の半額が支給される教育訓練支援給付がある。

指定の対象となる講座は、一般教育訓練の場合は、① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするものであること。② 通学制は訓練期間が 1 ヶ月以上 1 年以内で受講時間が 50 時間以上、通信制は訓練期間が 3 ヶ月以上 1 年以内であること。専門実践教育訓練の場合は、① 公的職業資格のうち業務独占資格又は名称独占資格の取得を訓練目標とする養成課程、② 学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち文部科学大臣が職業実践専門課程として認定したもので教育訓練期間が 2 年である、③ 専門職大学院の専門職学位課程で教育訓練期間が 2 年以内であること。④ 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の正規の課程又は特別の課程のうち、文部科学大臣が職業実践力育成プログラムとして認定したものであって、かつ、中長期的なキャリア形成に資するものとして職業能力開発局長が定める基準に該当するもので、正規の課程は教育訓練期間が 1 年以上 2 年以内、特別の課程は当該教育訓練の時間が 120 時間以上で訓練期間が 2 年以内のもの、と定められている。

これらの教育訓練給付の対象者数が、表 1 の民間教育訓練枠の教育訓練給付の人数として示されている。

2.3. 教育と職業訓練の役割分担のまとめ

ここまで示してきた教育と職業訓練の境界領域での役割分担の態様をまとめる。

第 1 に公共の職業訓練は、民間教育訓練機関が行う「職業に必要な能力を育成する」教育と重複しないように、内容、対象者等が地域毎の協議会で調整されている。

第 2 に民間教育訓練機関が行う教育のうち職業訓練と

しての効果が期待できる教育を職業訓練と見なし、委託して職業訓練を実施している。

第 3 に教育の中で「雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練」を厚生労働大臣が認定して、受講費用を補助する給付をしている。

3. 高等教育の職業教育化の全体像

2005 年から 2020 年までの高等教育改善のグランドデザインとして「我が国の高等教育の将来像」¹⁷⁾(以下「将来像 2005」という)が示された。「将来像 2005」では、新時代の高等教育と社会の関係として、次のような視点が示された。

- ① 「知識基盤社会」に対応する「先見性・創造性・独創性に富み卓越した指導の人材」の養成、「幅広い教養を身に付け、高い公共性・倫理性を保持しつつ、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、あるいは社会を改善していく資質を有する」...「21 世紀型市民」の育成が必要。¹⁸⁾
- ② 「大学は、...高い質を保持することがこれまで以上に求められる。「大学とは何か」を明確にして質を確保する上で...技能や知識の習得のみを目的とするのではなく、全人格的な発展の礎を築くためのものであるという基本的特性を明確にする...。また、学校教育法第 52 条に規定する大学の目的の単一性と実際の大学の多様性との関係を...整理する...」ことが重要な課題。¹⁹⁾
- ③ 「各高等教育機関が競争的環境の中でそれぞれの個性・特色を明確にし、全体として多様な発展を遂げていくことが必要...」しかし、「高等教育が近年の社会の変化に真に対応できているのか、また、十分に高い質を保っているのかといった点については、大いに問題がある...。各高等教育機関の個性・特色の相対化、...人材養成目的の曖昧化、教育機能軽視の傾向、...「大学とは何か」という概念の希薄化...など、むしろ、我が国の高等教育は危機に瀕している」²⁰⁾

このように変化する社会に対応する高等教育のあり方を示して、それに対応できていない危機感を明らかにした。また、18 歳人口の推移を示して、これまでの主として 18 歳人口の増減に依拠してきた高等教育政策の手法を、今後は「将来像の提示と政策誘導」に移行すると宣言した。そうして、新時代の高等教育の全体像を示した。職業教育との関連が強い項目に注目すると、次のような取り組みが必要であるとされた。

- 1) 大学の機能別分化²¹⁾：「大学は、...1. 世界的研究・教育拠点、2. 高度専門職業人養成、3. 幅広い職業人養成、4. 総合的教養教育、5. 特定の専門的分野（芸術、体育等）の教育・研究、6. 地域の生涯学習機会の拠点、7. 社会貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）等の各種の機能を併有する。」「各大学は、固定的な「種別化」ではなく、保有する幾つかの機能の間の比重の置き方の違い...に基づいて、緩やかに機能別に分化」する。
- 2) 各高等教育機関の個性・特色の明確化²²⁾：我が国の高等教育は「人的物的資源...質的充実を伴って」いない、

また、「18歳人口が約120万人規模で推移する中では、個性に乏しい数多くの高等教育機関が単一の市場（18～21歳の日本人フルタイム学生...）を巡って競争する...状況は、社会全体としての効率性に欠ける」。したがって高等教育は「全体として多様化するとともに、学習者の様々な需要に的確に対応（複数の市場を開拓）して個々の高等教育機関が自らの資源を重点的に投入し質的な向上を図ること」で、「真の「ユニバーサル・アクセス」を実現することが求められる。

3) 学習機会全体の中での高等教育の位置付けと各高等教育機関の個性・特色²³⁾：「各大学は、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を明確にし、選抜方法の多様化や評価尺度の多元化の観点を踏まえ、適切に入学者選抜を実施していく必要がある。また、教育の実施や卒業認定・学位授与に関する方針（カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシー）を明確にし、教育課程の改善や「出口管理」の強化を図ることも求められる。」
「将来像 2005」でこのように高等教育改善のグランドデザインが示された後、項目毎に具体的な改善が進められた。次章で、取り組み毎にその動向を整理する。

4. 高等教育の職業教育化の各取組み

4.1. 大学の機能別分化（実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関）

「将来像 2005」の「大学の機能別分化」で、高等教育機関の役割・機能の1つとして「幅広い職業人養成」が示された。これが、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関（以下「新たな学校種」という）が検討される端緒となった。

学校教育法で規定される大学等の目的は、職業との結びつきが明らかではない。他方で2010年の大学設置基準改正で「社会的及び職業的自立を図るために必要な

力を、教育課程の実施...を通じて培う...体制を整える」こととされ、大学等が職業的自立を図る能力を育成する役割を果たすことが明確化された²⁴⁾。

翌2011年「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」²⁵⁾（以下「キャリア答申」という。）で、「職業実践的な教育に特化した枠組み」（以下「枠組み」という）の必要性が示された。その主旨は「雇用・労働を巡る環境の変化、知識・技能や人材需要の高度化、職業の多様化等が進む中...自立した職業人を育成し、...社会・職業へ円滑に移行させ...多様な職業教育ニーズや...職業・業種の人材需要に応じていくことが求められる」と説明し、高等教育における職業教育の環境を整えることが「職業教育に対する国民の意識や社会の評価を変える契機になるとともに...「職業教育体系」を鮮明にすることになる」と期待を示した。²⁶⁾また、枠組みを整える観点として、①経済成長を支える「人づくり」の推進、②生涯に渡る学習活動と職業生活の両立、③教育の質の保証、④進路選択の拡大と職業実践的な教育の適切な評価が示された。²⁷⁾

このように枠組みの必要性を説明した後、新たな学校種の制度を創設する方策、既存の高等教育機関において新たな枠組みの主旨を活かしていく方策があると、その整備の構想が示された。さらにこうした枠組みを整備するに当たっては、公共職業能力開発施設等との連携・協力が必要であるという認識が示された。²⁸⁾

このような枠組みが構想された後、「専門学校等の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議」（以下「協力者会議」という）において2013年3月から7月にかけて具体的な枠組みの制度が検討され、²⁹⁾2013年「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規定」（以下「職業実践課程規程」という）が制定された。³⁰⁾これは「職業実践的な教育に特化した枠組みの趣旨をいかした先導的試行」として「職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的とする」専修学校の専門課程を文部科学大臣が認定する仕組みである³¹⁾。2015年2月現在、673校2042学科が認定されている。³²⁾

なお厚生労働省は、職業実践専門課程の認定を受けた教育訓練の受講者に受講費用の一部を給付する専門実践教育訓練給付金制度を設定している。^{33), 34)}表2は2015年10月までに専門実践教育訓練給付金の対象として指定された講座である。³⁵⁾

その後、2014年「今後の学制等の在り方について」³⁶⁾を受けて、2015年3月に「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の在り方について（審議のまとめ）」³⁷⁾（以下「新たな学校種審議まとめ」という）が公表され、新たな学校種について次のような基本的な方向性が示された。(1)高等教育を多様化し、機能別分化・複線化を図るため...既存の大学等と比肩する高等教育機関と位置づける。(2)産業界と連携し...基本的な知識・能力とともに実務経験に基づく最新の専門的・実践的な知識や技術を教育する。(3)現行の大学等の設置基準より低い基準とするのではなく、実践的な職業教育の質を確保する仕

表 2 専門実践教育訓練給付金 指定講座数

課程	分野	認定講座数
職業実践専門課程	医療関係	579
	工業関係	204
	サービス関係	398
	商業関係	256
	食品関係	101
	福祉関係	226
小計		1764
専門職学位課程	医療	1
	サービス	26
	商業	38
	福祉	1
	その他	1
小計		72
合計		1836

2014年10月～2015年10月指定分

組みを備える。

この方向性を基本とし、2015年「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について³⁸⁾の視点を加えて、現在、中央教育審議会「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する特別部会」で検討が続けられている。その主な論点は以下のように設定されている。

- I : 育成する人材像
- II : 人材を育成するために必要な期間・授与する学位
- III : 教育内容の設定・カリキュラムの構成
- IV : 教員の配置
- V : 教育を行う適正な規模・施設・設備
- VI : 学生の受け入れ・入学者選抜・入校時期
- VII : 自己点検・評価・第三者評価
- VIII : 制度設計イメージの明確化
- IX : 他の学校種・産業界・地域との関係の明確化

4.2. 各高等教育機関の個性・特色の明確化(社会人の高等教育機関での学び直し)

社会人が高等教育機関で学習するニーズに対応する必要があることは、「将来像 2005」以前から指摘されていた³⁹⁾⁴⁰⁾。「将来像 2005」では、それらの指摘に対応する仕組みとして夜間大学院、通信制大学院、長期履修学生制度、通信制博士課程、専門職大学院制度、サテライトキャンパスなどが整備されてきたと整理した。⁴¹⁾

その上で「将来像 2005」の「2章 3(1) 各高等教育機関の個性・特色の明確化」では、ユニバーサル・アクセスの具体的な方法として「学習者の立場に立って相互の接続や連携を改善する...単線型でなく複線型の...誰もがアクセスしやすく柔軟な構造の高等教育システムを構築」することが重要で、「高等教育機関相互の連携協力による各機能の補完や充実強化も、...設置形態の枠組みに...とらわれずに促進され...例えば、地域の国公立大学間の連携によるコンソーシアム(共同事業体)方式での単位互換制度の充実...等が考えられる。」とした。

「キャリア答申」,「今後の学制等の在り方について」,「新たな学校種審議まとめ」では、学士レベルの新たな教育機関で社会人の学び直しが必要とされた。

「キャリア答申」では、社会人等向けに大学では履修証明制度による教育プログラムの提供⁴²⁾や、専門学校の正規課程の修了につなげることでできる短期教育プログラムの積み上げによる「単位制学科」制度⁴³⁾、新たな教育機関での単位制、モジュール制、就業時の学習に対する単位付与などが提言された。⁴⁴⁾また、「新たな学校種審議のまとめ」では、学位プログラムをモジュール化して履修時期を分散し、その履修を積み上げて学位授与することを可能とする工夫、修業年限を前後期の二段階編成にして学業と就業を多様に組み合わせられるようになるなどが提言された。⁴⁵⁾

また、高等教育への入学対象者に関連して、学生のニーズに合わせて学校間の進路変更の柔軟化を図ることが重要であるとの認識を示し、このとき、各省庁が設置

する大学校での学修を単位認定できる⁴⁶⁾ことにも言及している。⁴⁷⁾

他方で2010年「新成長戦略 雇用・人材戦略」⁴⁸⁾、2011年「日本再生の基本戦略」⁴⁹⁾の提言を踏まえて、既存の大学、専修学校等を対象とした2012年「成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進について—基本方針—」⁵⁰⁾が示された。この基本方針では産官学のコンソーシアムで、「学校」と「職場」間の円滑な選択・移動が可能となる学習システムの在り方を検討することとしており、2011年から各分野のコンソーシアムで資格枠組、資格枠組に対応するカリキュラムの開発、社会人が学びやすい学習システムの導入として「学習ユニット積み上げ方式」などの検討を進めることとしている。⁵¹⁾またこうした検討は、段位制度、ジョブカードとの連携も視野に入れられている。⁵²⁾平成27年度現在、102の職域プロジェクトが進んでいる。⁵³⁾

4.3. 学習機会全体の中での高等教育の位置付けと各高等教育機関の個性・特色(学習者の学習成果)

従来、教育機関の質保証としては設置審査、認証評価機関による評価など、組織に注目した質が重視されてきた。「将来像 2005」でも「第2章 4 高等教育の質の保証」の節を割いている。他方「将来像 2005」では、各高等教育機関の個性・特色を明確にする意図で、学習者の学習成果にも注目をあてた。

まず、「高等教育は、国際的な標準での質の保証が重要な課題となっている...一定の水準を確保することが強く要請される。特に、産業界をはじめ実社会の人材需要は「独創性」「即戦力」「基礎学力」等高度化・多様化の一途をたどっており...高等教育を受けることによる付加価値の程度がますます注目され、高等教育段階での教育機能の重要性が指摘されている。」⁵⁴⁾として、実社会が求める人材としての付加価値を高める教育機能と「高等教育の質の保証」を結びつけて、その重要性を指摘した。

また、その方策として、「どのような学生を受け入れて、どのような教育を行い、どのような人材として社会に送り出すかは、その高等教育機関の個性・特色の根幹をなすものである。各機関は、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)を明確にし...教育の実施や卒業認定・学位授与に関する基本的な方針(カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシー)についても...明確にすること(以下アドミッション・カリキュラム・ディプロマの各ポリシーをまとめて「3ポリシー」という)で、教育課程の改善やいわゆる「出口管理」の強化...が求められる。」⁵⁵⁾とした。

こうして、高等教育の質保証の一部として「学習者の学習成果」が組み込まれた。

こうした認識を踏まえて、2008年「学士課程教育の構築に向けて(答申)」⁵⁶⁾では、(1)共通となる学士力の修得他、各高等教育機関が設定する学位授与の方針を明確にし、学修到達度の測定や卒業認定を行うこと、(2)学修の

系統性に配慮した教育課程を設定すること, (3)単位あたりの学修時間の確保, (4)入学者受け入れ方針の明確化, 成績評価の客観化など, 学習成果に対する質保証に及ぶ提言がなされた。

入学者の選抜方法としては, 2014年「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育, 大学教育, 大学入学者選抜の一体的改革について(答申)」⁵⁷⁾(以下「高大接続答申」という)で, (1)各大学のアドミッション・ポリシーに基づく公正な入試を行うこと, (2)「大学入試センター試験」に変わる新テスト, (3)高等学校段階の基礎学力を評価する新テストを導入することとされた。

また出口管理としては, 「高大接続答申」では, 「大学全体としての共通の評価方針(アセスメント・ポリシー)を確立し...学生の学修履歴の記録や自己評価のためのシステムの開発, アセスメント・テストや学修行動調査等の具体的な学修成果の把握・評価方法の開発・実践, これらに基づく厳格な成績評価や卒業認定等を進めることが重要. 評価に係る専門の人材を育成することも必要.」であるとされた。また, 2015年「高大接続改革実行プラン」⁵⁸⁾では, 大学教育で「学生が何を身に付けたか」を把握する取り組みを外部評価機関による認証評価の対象とする省令改正の方針が示された。

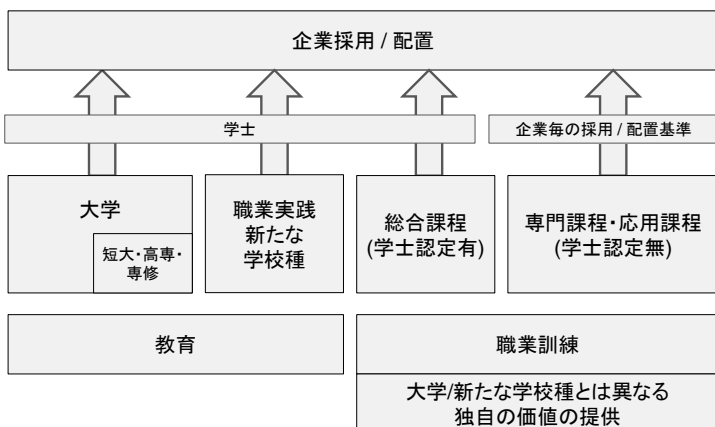


図 1 これまでの教育と職業訓練の関係の延長

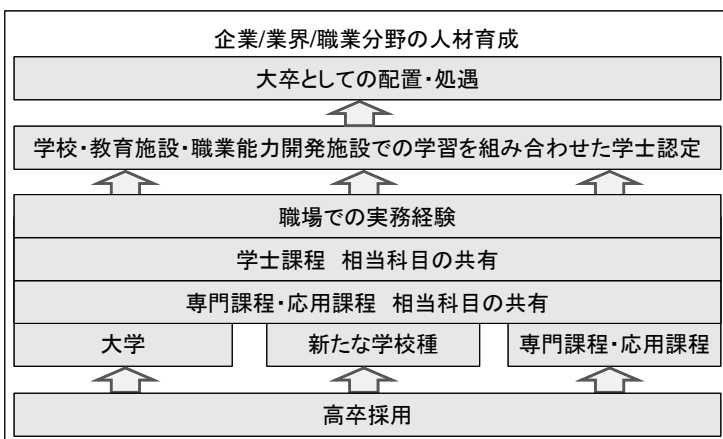


図 2 これからの教育と職業訓練の関係

学習の在り方については, 2012年「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて(答申)」⁵⁹⁾で, (1)能動的な学修への転換, (2)学修時間の確保, (3)教育課程の体系化が提言された。また「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の在り方について(審議のまとめ)」では, 学位授与に際して学修成果(ラーニングアウトカム)を具体化する諸外国の動向を踏まえた検討が必要であることが示された。

加えて中央教育審議会 大学教育部会では, 3ポリシーの策定及び公表に関する法令上の義務づけを踏まえた検討が始まった。⁶⁰⁾この部会では3ポリシーに加えて「アセスメント・ポリシーの議論を先延ばしにしてきたことが, 大学のPDCAにおいてCができていない状況を生んだ. これは, PDCAの方法論, 責任と権利を大学に求めてこなかったことに起因.」⁶¹⁾との意見も見られ, 具体的な評価方法にまで踏み込んだ議論が行われる様子である。

5. 教育と職業訓練の新たな関係

5.1. 高等教育の職業教育化動向のまとめ

前章まで整理してきた高等教育の職業教育化動向をまとめると, 以下のように整理できる。

背景:

- (1) 18歳人口の減少への対応
- (2) 職業社会への対応の明確化が必要

対応:

- (1) 成人が学びやすいプログラムの開発
→ 履修証明制度, 単位制学科, 就業時の学習に対する単位付与, 修業年限の編成, 柔軟な単位互換・編入
- (2) 学校, 教育施設ごとの個性・特色の明確化
→ 新たな学校種
- (3) それぞれの教育機関が有する資源の有効利用
= 1つの教育機関にすべてをそろえるのではなく, 特徴的な資源を共有する
→ 共同事業体方式での単位互換制度
- (4) 学習成果の明確化
→ 3ポリシー, アセスメント・ポリシー, 学習到達度測定, 学修の系統性, 単位あたりの学修時間の確保

5.2. 教育と職業訓練の新たな関係

これまで教育と職業訓練は一定の距離を保って役割を分担してきた。図 1 は, こうした現在の役割分担を前提として職業教育化する高等教育との関係を概念的に示している。表 1 に示した教育と職業訓練の機関別役割分担を延長したものである。教育や職業訓練はそれぞれの教育訓練機関で完結しており, 教育訓練機関間の協力関係は無い。他方, 図 2 は高等教育の職業教育化動向を踏まえて, 新たな関係を構想している。

その第1は、教育訓練機関間の課程運営に関する協力関係を前提としている。それぞれの機関で課程を完結するのではなく、1つの課程に複数の機関が参加し、それぞれの機関が得意な教育分野を共有することを意図している。例えば職業能力開発施設は、ものづくりに関する実習設備が他機関と比較して充実しており、実習や開発課題等を指導するノウハウを有している。十分な設備を持たない学校や教育施設の学生の実習や開発課題を職業能力開発施設が引き受けることで、多くの学校や教育施設が実践的な職業教育を企画できるようになるだろう。なおこうした構想は機関の都合ではなく、学習者や学習者を雇用する企業等に最適なプログラムを提供するために、地域に散在している教育訓練の資源を活用する視点で構想することが必要である。⁶²⁾

第2は、学習により習得した能力の認定を、共通化することを構想している。いずれの教育訓練機関を入学・入校の窓口として学習したとしても、同様の能力を習得でき、同様に能力を認定される仕組みを意図している。認定の枠組みは学士、新たな職業資格などが想定されるが、企業や業界、職業分野で一定の評価がなされるような認定が必要となる。日本の職業資格の状況を鑑みると、直接的に処遇に反映される能力認定の枠組みは学士が担うことになるだろう。他方で教育と職業訓練の新たな関係を構築するためには、将来的には広く産業界に受け入れられる職業資格枠組みの整備が必要となるだろう。⁶³⁾

第3は、企業や業界、職業分野の組織等が行う人材育成との連携を構想している。例えば高卒で企業に採用された人材が在職のまま教育を受ける機会を提供し、学士を取得できるようにする。これにより大卒者の採用が難しい中小規模の企業等でも大卒の人材を確保できる。こうした仕組みを構想する場合、それぞれの企業等有している人材育成の仕組みより使い勝手や効率が良いと実感できる仕組みとする必要がある。例えば企業等有する計画的なOJTと教育訓練機関が行うプログラムを連動させる方法が考えられる。また、企業等が抱える課題の解決を支援する情報の提供と課題を解決する就業経験を学修と認める方法も考えられる。⁶⁴⁾

5.3. 教育と職業訓練の新たな関係構築に向けて今後検討が必要な事項

前節で今後の教育と職業訓練の関係を提案した。こうした関係は、特に欧州の教育と職業訓練ではよく見られる関係である。しかしこれまでの日本の職業能力形成の慣習を踏まえれば、容易に新たな関係を構築できるものではない。そこで教育と職業訓練の新たな関係を構築する上で、今後、検討が必要と思われる事項を列挙する。

(1) 能力認定をどう考えるか

前節の第2に示した構想は、学修の終了にあたり学士や新たな職業資格の取得を前提としている。他方で日本ではこれまで、学士や職業資格を有していることが、必ずしも実際の職業で必要な能力を発揮することの証明

とはなっていない。そのため、学士や職業資格を有していたとしても、採用や配置、処遇への反映は限定的だった。そのため、前項の第3に示すような方法で、高卒の処遇をしていた従業員が在職中に大卒となったときに、ふさわしい処遇がされるとは限らない。こうした問題の解決には、企業が現実の職場で必要としている能力と教育訓練によって修得した能力、取得した学士や職業資格とが一致している実感が必要となる。

(2) 学習単位互換への配慮

前節の第1に示したように、複数の教育訓練機関が行う教育訓練のプログラムを組み合わせて課程の認定をする場合、それぞれのプログラムの学習単位(科目)が網羅する内容の範囲や程度を共通の考え方で換算できる仕組みを検討する必要がある。例えば大学の授業科目は1単位45時間の学習を必要とする内容をもって構成することとされている。また授業時間以外の学修を考慮して、講義は15~30時間、実験実習は30~45時間の授業で1単位とすることとされている。⁶⁵⁾このように大学の授業科目は、授業時間以外の学修がなされることをカリキュラムに組み込んでいる。他方で職業訓練の場合、職業能力開発促進法上は授業時間以外の学習は訓練時間として予定されていない。例えば36時間(1コマ100分=2時間×18回)の授業を実施する科目を大学と職業訓練で互換する場合、大学教育はこのような科目を、授業時間以外の学修を考慮して2単位90時間の学修をする科目と評価する。職業訓練では36時間の授業を行う科目と評価する。36時間の授業で実施する科目に対して大学教育が90時間の学修を想定するなら、36時間の授業だけを想定している職業訓練に比べて、より広く深い内容を扱えるだろう。また4.3で、今後の学修の在り方として学修時間の確保、学習成果の確保に取り組まれていることを示した。こうした取組みが進めば、科目の目標、学習方法、評価方法の実質化が求められるようになるだろう。このようなことを踏まえて、各教育訓練機関間で学習単位(科目)が網羅する内容の範囲や程度の考え方を整理する必要がある。⁶⁶⁾

(3) 教育訓練機関の地域的な偏在

教育訓練機関が協力して学士プログラムを構築するとすれば、学士プログラムを求める企業、学校、専修学校、職業能力開発施設が一定の地域に集まっている必要がある。就業経験を学修に認めて通学の必要を最小限とする方法や、遠隔地でも教育訓練を提供できるICTの活用などが考えられる。

(4) 競争から協業への意識変革

これまででは教育と職業訓練は役割を分担してきた。前節で示した各提案は役割を分担するという発想ではなく、お互いの得意分野で協力し合い、企業や受講者に最良の学習プログラムを提供する発想である。それぞれの教育機関による競争というこれまでの慣習を超え、それぞれの教育訓練機関の存在がその地域に不可欠となる関係を構築する必要がある。

6. おわりに

本報では、高等教育の職業教育化の動向を整理し、そこから教育と職業訓練の新たな関係を提案した。高等教育の職業教育化動向は、5. 1 に示したように次の4点に整理できる。

- (1) 成人が学びやすいプログラムの開発
- (2) 学校、教育施設ごとの個性・特色の明確化
- (3) それぞれの教育機関が有する資源の有効利用
- (4) 学習成果の明確化

高等教育の職業教育化動向に関しては、ともすれば「(2) 学校、教育施設ごとの個性・特色の明確化」に含まれる「新たな学校種」の枠組み作りと、その枠組みと職業訓練の役割分担だけに注意が向けられる。しかし高等教育改革の全体像の中で職業教育化の動向を見ると、これまでの日本人の職業能力形成が大きく変化する予兆がみられる。これからの職業能力開発の仕組みを構想するとき、高等教育の職業教育化動向の全体像に目を向ける必要がある。

参考文献

- [1] 例えば「文科省有識者会議、「専門職の大学」新設提言」、日本経済新聞電子版、
http://www.nikkei.com/article/DGXLASDG18H6T_Y5A310C1CR8000/, 2015.3.18.
「経済観測：G型とL型、□等教育に□きな□を！」、毎日新聞、東京朝刊、2015. 2. 6, p. 7 (2015).
- [2] 職業能力開発促進法施行規則、昭和四十四年十月一日、労働省令第二十四号、第九条、(1969).
- [3] 教育基本法、平成十八年十二月二十二日、法律第120号、第1条、(2006).
- [4] 学校教育法、昭和二十二年三月三十一日、法律第26号、第83条、(1947).
- [5] 吉本圭一：文部科学省 中央教育審議会 キャリア教育・職業教育特別部会、2009.5.27、第8回、配付資料3、p.53、(2009).
- [6] 前掲書4、短期大学校については第108条、高等専門学校については第115条、専修学校については第124条。
なお第21条に義務教育として行われる普通教育の目標に「職業についての基礎的な知識と技能」が規定されているが、職業「についての」であり、職業「に必要な」ではない。
- [7] 職業能力開発促進法、昭和四十四年七月十八日、法律第64号、第1条、(1969).
- [8] 前掲書7、第2条
- [9] 前掲書7、第3条の2 第2項
- [10] 労働省職業能力開発局管理課長・能力開発課長通達、公共職業能力開発施設と専修学校等との調整等について、平成十年三月三十一日、管発第11号・開発第17号、(1998).
- [11] 前掲書10、前文
- [12] 第10次職業能力開発基本計画(参考資料)、第93回 労働政策審議会職業能力開発部会、2015.10.22、p65、(2015).
- [13] 委託訓練実施要領「総合雇用対策」等に基づくあらゆる教育訓練資源を活用した委託訓練の推進について、厚生労働省職業能力開発局長通達、平成十三年十二月三日、能発第519号、(2001).
- [14] 前掲書13、II2
- [15] 雇用保険法 法律第十六号、第5節の2 教育訓練給付、1974. 12.28
- [16] 教育訓練給付、雇用保険法施行規則、昭和五十年三月十日、労働省令第3号、第6節の2、(1975).
- [17] 「我が国の高等教育の将来像(答申)」、中央教育審議会、(2005).
- [18] 前掲書17、「第1章 1 今後の社会における高等教育の役割」を要約
- [19] 前掲書17、「第1章 2 高等教育の中核としての大学」を要約
- [20] 前掲書17、「第1章 3 高等教育と社会の双方向の関係」を要約
- [21] 前掲書17、「第2章 3(2) 大学の機能別分化」を要約
- [22] 前掲書17、「第2章 3(1) 各高等教育機関の個性・特色の明確化」を要約
- [23] 前掲書17、「第2章 3(3) 学習機会全体の中での高等教育の位置付けと各高等教育機関の個性・特色」を要約
- [24] 大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令、平成二十二年八月三十日、文部科学省令第3号、(2010).
- [25] 「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」、中央教育審議会、(2011).
- [26] 前掲書25、「4(1) 職業実践的な教育に特化した枠組みの必要性」
- [27] 前掲書26
- [28] 前掲書25、「4(3) 職業実践的な教育に特化した枠組みの構想」
- [29] 専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議、「職業実践専門課程」の創設について、専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議報告、p.101、(2013).
- [30] 専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規定、平成二十五年八月三十日、文部科学省告示第133号、(2013).
- [31] 「職業実践専門課程」の創設について、専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議、(2013).
- [32] 専修学校の専門課程における「職業実践専門課程」の認定等(平成26年度)について、文部科学省、(2015).
- [33] 「2.2(3) 教育訓練給付金」に示した「専門実践教育訓練給付」
- [34] 前掲書15、16
- [35] 専門実践教育訓練指定講座一覧(平成26年10月～27年10月指定)、厚生労働省、
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11800000-Shokugyououryokukaihatsukyoku/0000080393.pdf>, 2015.11.25.

- [36] 今後の学制等の在り方について(第五次提言), 教育再生実行会議, (2014).
- [37] 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の在り方について審議のまとめ, 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議, (2017).
- [38] 「学び続ける」社会, 全員参加型社会, 地方創生を実現する教育の在り方について, 教育再生実行会議, (2015).
- [39] 大学等における社会人受入れの推進方策について(答申), 中央教育審議会, (2002).
- [40] 大学院における高度専門職業人養成について(答申), 中央教育審議会, (2002).
- [41] 前掲書 16, 「第 2 章 3 (3) (イ) 高等教育と生涯学習との関連」を要約
- [42] 前掲書 25, 「第 4 章 3.(2) ①大学・短期大学」
- [43] 前掲書 25, 「第 4 章 3.(2) ③専門学校」
- [44] 前掲書 25, 「第 4 章 4.(3) 4. 修了認定方法・卒業要件」
- [45] 前掲書 37, 「3.(4) 修業年限」
- [46] 大学設置基準第二十九条第一項の規定により, 大学が単位を与えることのできる学修を定める件の一部を改正する告示, 平成二十六年九月一日, 文部科学省告示 第 123 号, (2014).
- [47] 前掲書 37, 「3.(3) 入学者受入れ, 編入学等」
- [48] 新成長戦略 雇用・人材戦略, 閣議決定, (2011).
- [49] 日本再生の基本戦略, 閣議決定, (2012).
- [50] 成長分野等における中核的専門人材養成についてー基本方針ー, 成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進事業企画推進委員会, (2012).
- [51] 前掲書 50 「II 1 (2) 各分野の取組」
- [52] 前掲書 50 「II 1 (4) 他の政策との連携」
- [53] 平成 27 年度「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業の採択先について, 文部科学省, http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/_icsFiles/afeldfile/2015/07/27/1360241_01_1.pdf, 2015.11.25.
- [54] 前掲書 17, 「第 2 章 3 (3) (ア) 高等教育と初等中等教育との接続」を要約
- [55] 前掲書 16, 「第 2 章 3 (3) (ア) 高等教育と初等中等教育との接続」を要約
- [56] 学士課程教育の構築に向けて(答申), 中央教育審議会, (2008).
- [57] 新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育, 大学教育, 大学入学者選抜の一体的改革について(答申), 中央教育審議会, (2014).
- [58] 高大接続改革実行プラン, 文部科学省, (2015).
- [59] 新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて(答申), 中央教育審議会, (2012).
- [60] (第 37 回) 大学教育部会 配付資料 1-3, 中央教育審議会大学教育部会, (2015).
- [61] 前掲書 60
- [62] こうした仕組みはイギリス, フィンランドなどの徒弟訓練の仕組みが参考になる. 例えば,
- 新井吾朗: “フィンランドにおける徒弟訓練”, 技術教育学の探究, pp.36-51, 名古屋大学 技術・職業教育学研究室, 愛知県 (2015).
- 稲川文夫: “アプレントイスシップ・プログラムによる能力開発 (Engineering 分野の事例)”, イギリスにおける能力評価指標の活用実態に関する調査, JILPT 資料シリーズ No.141, pp.79-81, 労働政策研究・研修機構, 東京(2014).
- [63] 日本の職業資格の課題については, 例えば, 新井吾朗, 小原哲郎: 「職業能力評価制度と職業資格制度」, 国民的職業能力形成システムの実現に向けて, pp.27-34, 職業能力開発総合大学校, 神奈川 (2015).
- [64] このような訓練の形態として, 例えば, 以下の資料シリーズがある.
総合的ものづくり人材教育訓練コース事例 生産段階のマネジメント力, 教材情報資料 119-1, 職業能力開発総合大学校 能力開発研究センター, (2009).
- [65] 大学設置基準, 昭和三十一年十月二十二日, 文部省令第二十八号, 第二十一条, (1956).
- [66] 大学と職業訓練の単位換算の考え方については, 例えば 新井吾朗: 大学教育と職業訓練の学習時間に関する考察, 職業能力開発研究誌 30 巻 1 号, (2014).

(原稿受付 2016/11/27, 受理 2016/5/13)

*新井吾朗

職業能力開発総合大学校, 〒187-0035 東京都小平市小川西町 2-32-1 email:araigoro@uitech.ac.jp

Goro Arai, Polytechnic University, 2-32-1 Ogawa-Nishi-Machi, Kodaira, Tokyo 187-0035